平成２８年（フ）第８９７号
福岡市西区内浜１丁目18番４―102号
破産者　天本　千穂
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９６２号
福岡市西区内浜１丁目８番16―501号
破産者　柳　智惠子
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９７１号
福岡市博多区昭南町２丁目２番12号
破産者　井上　卓治
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５３号
福岡市博多区板付４丁目13番２―704号
破産者　上田　英雄
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７６号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１　アーベインビオ春日３―702号
破産者　渡辺　美穂
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１８号
静岡県沼津市桃里491番地の２　グレイスヴィラＯＨＴＡＫＥ・Ｃ―101、前住所静岡県駿東郡長泉町東野147番地の33
破産者　髙橋　　満
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
静岡県富士宮市淀師462番地の１、前住所静岡県沼津市内浦三津429番地の４
破産者　國松つや子
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
静岡県伊東市岡96番地の９　アーキビル広野202号、前住所静岡県伊東市岡1273番地の１佐々木様方、前々住所静岡県伊東市桜ガ丘２丁目１番13号　グランさくらケ丘204号
破産者　葉梨　浩二
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
福岡市東区水谷２丁目19番４―403号
破産者　網谷　良太
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８００号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1115番地１　ｃａｓａ　ｄｅｌ　ｒｅｓｔｏ　ｌ　606号、前住所福岡県久留米市諏訪野町2311番地２シティマンション久留米Ⅱ　502号
破産者　矢野真由美
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３１号
沖縄県那覇市若狭２丁目３番７号　石川ビル４―Ｂ
破産者　津波　　育
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８５８号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目５番４―302号
破産者　佐竹　義孝
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９１８号
北海道千歳市青葉７丁目２番３号
破産者　正入木哲也
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９８６号
北海道石狩市花川北５条２丁目124番地
破産者　芳原　紀夫
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１０号
仙台市泉区旭丘堤２丁目14番22号　コーポ堤202
破産者　千葉　　誠（旧姓佐羽内）
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
仙台市青葉区荒巻字西雷神１番地の９
破産者　洞口　愛子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
埼玉県越谷市赤山町３丁目249番地10
破産者　小田恵津子（旧姓内田）
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
静岡県伊豆の国市寺家680番地の４
破産者　内田　知子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
静岡県沼津市上香貫三園町1389番地　ｖｉｌｌａｓｃａｌａ203、前住所静岡県沼津市下香貫塩場3114番地の３
破産者　秋山　路絵
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係